

一般名処方加算に関する院内掲示

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みとして、医薬品の供給状況等を踏まえたうえで、一般名処方（有効成分の名称による処方）を行う場合があります。

一般名処方により、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点がございましたら当院職員までお尋ねください。

なお、令和6年10月より、後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）について、医療上の必要性がないにもかかわらず先発医薬品の処方を希望される場合は、選定療養として自己負担が生じることがあります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく「成分名」を処方せんに記載することです。

そうすることで供給不足のお薬があっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。